

第6回宇都宮市水道料金等審議会

日 時：平成19年1月26日（金）

午後1時15分～

場 所：市役所3階特別会議室

══════════ 次 第 ══════════

1 開 会

2 審 議

(1) 議事録の取り扱いについて

(2) 答申（案）について 資料1

3 答 申

4 市長あいさつ

5 閉 会

【資料1】

平成19年1月26日
第6回水道料金等審議会

答申書（案）

平成19年1月 日

宇都宮市水道料金等審議会

平成19年1月 日

宇都宮市長 佐藤 栄 一 様

宇都宮市水道料金等審議会
会 長 石 井 晴 夫

水道料金制度の見直しについて（答申）

平成18年8月30日付け宇水経第137号で諮問のあった水道料金制度の見直しについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 水道料金制度の見直しの必要性の有無
宇都宮市の水道料金制度については、見直すことが必要であると認める。
- 2 見直しの必要性がある場合における具体的な水道料金制度
 - (1) 基本水量の見直しや口座振替割引制度の導入など、下記のとおり、水道料金制度を見直し、水道料金を平均で3.19パーセント引き下げる。
 - ア 基本水量を1月あたり10立方メートルから5立方メートルに減量するとともに、基本料金及び従量料金の単価を見直し、料金水準を平均で2.60パーセント引き下げることとし、新たな料金表は別表のとおりとする。
 - イ 口座振替割引制度を導入し、口座振替利用者の水道料金から1月あたり25円（税込）を割り引く（平均0.59パーセント相当の引き下げ）。
 - (2) 個別需給給水契約制度を別紙理由書のとおり導入する。
- 3 上記2の実施時期
 - (1) 上記2(1)アについては、平成19年4月使用分から実施すること
 - (2) 上記2(1)イについては、平成19年7月使用分（9月口座振替分）から実施すること
 - (3) 上記2(2)については、平成19年7月使用分から実施すること

理 由

本市水道は、住民の日常生活はもとより、地域における経済活動においても必要不可欠なライフラインとなっており、今後とも、「地球の限られた資源である『水』を守り、『水』にこだわり『水』を通じて、お客様に最良のサービスを提供し、快適な生活環境を確保するとともに、未来に向かって地球環境の保全に貢献します。」という上下水道事業の使命達成に向けた取組みが求められているところである。

このような中、本市においては、栃木県鬼怒水道用水供給事業から供給されている受水単価の引き下げを栃木県に求めるなど、財政構造改革計画を推進し、水道料金の維持抑制に努めていると認められる。

その一方で、現行の水道料金制度においては、ライフスタイルの多様化などにより利用者の水の使用実態やニーズが変化しており、現行の1月あたりの基本料金で10立方メートルまで従量料金がかからずに使用できる基本水量制に対し、使用水量が10立方メートルに満たない利用者から、「節水努力が報われない。」、「使用水量に応じた料金制度にして欲しい。」といった声が寄せられている。また、大口需要者の中には、従量料金が使用水量の増加に伴い1立方メートルあたりの単価が段階的に高額となる逓増制であることから、使用水量の抑制や地下水ビジネスを利用する需要者も見られる状況にある。

このように、水道事業を取り巻く環境が大きく変化している中で、現行の水道料金制度は必ずしも利用者の水の使用実態やニーズに対応できているとは言えない。

これらを踏まえ、当審議会においては、公正妥当性、原価主義の原則及び健全運営の確保といった水道料金の決定原則を踏まえながらも、単なる料金単価の増減ではなく、本市の現況に適応し、料金負担の最適化を実現する新しい水道料金制度の検討・創出を念頭に置いて審議を行い、下記の結論に達した。

記

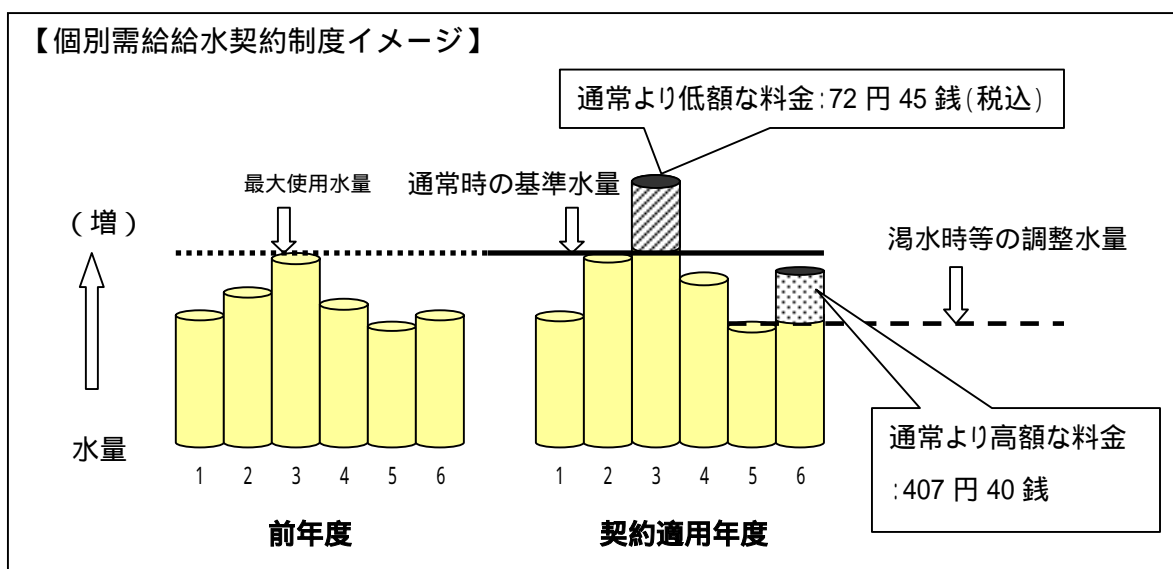
1 水道料金制度の見直しについて

- (1) 平成19年4月に実施される栃木県鬼怒水道用水供給事業からの受水単価の引き下げを踏まえ、水道料金を算定するうえでの原価を改めて精査し、水道事業の将来計画及び経営状況を勘案したうえで、利用者の水の使用実態やニーズを考慮し、基本水量を1月あたり10立方メートルから5立方メートルに減量するとともに、基本料金及び従量料金の単価を見直し、すべての利用者に対しバランスを考慮して還元することとし、新たな料金表を作成する必要がある。
- (2) 費用負担の公平化と収納率の向上のため、口座振替割引制度を導入し、口座振替の利用者の水道料金から1月あたり25円(税込)を割り引く必要がある。

(3) 渇水時等への対応と大口需要者が水道を利用しやすい環境を整備し、生活用水の安定確保と大口需要者の水道離れの抑制を図るため、個別需給給水契約制度を導入する必要がある。

個別需給給水契約制度とは、1月3,000立方メートル以上を使用する大口需要者を対象に、通常の従量料金の単価(1月あたり201立方メートル以上)が323円40銭(税込)のところ、渇水時等において設定した基準水量を超過した場合には、通常より高額な407円40銭(税込)とする一方、給水能力の範囲内で、対象者の最大使用水量を基に個別に設定した基準水量を超えて使用した場合には、通常より低額の72円45銭(税込)を適用する制度である。

なお、個別需給給水契約制度については、正式名称とは別に、利用者である大口需要者が制度の趣旨や内容を理解しやすい呼称を設けることとし、「大口需要者特約制度」として周知されたい。



2 上記見直しの時期について

- (1) 基本水量の見直しを含む新しい料金表の適用については、受水単価の引き下げが平成19年4月からの施行となることを考慮し、同年4月使用分から実施する。
- (2) 口座振替割引制度については、制度の周知やその実施にあたり準備期間が必要であることから、平成19年7月使用分(9月口座振替分)から実施する。
- (3) 個別需給給水契約制度については、制度の周知やその実施にあたり準備期間が必要であることから、平成19年7月使用分から実施する。

審 議 会 に お け る 主 な 意 見

- ・ 今回の審議会においては、単に料金の値上げ、値下げということではなく、現在の水道を取り巻く環境の変化、利用者の家族構成やライフスタイルの変化を踏まえて、新しい料金制度の提案を行なう必要がある。
- ・ 独居老人世帯や単身世帯などは使用水量が基本水量に満たない場合があるが、そのような節水努力が報われない世帯からの要望に応じて基本水量を見直す必要がある。
- ・ 受水単価の軽減分について、問題がなければ今回の制度見直しや水道料金引き下げに充当すべきである。
- ・ 受水単価の軽減分については、将来的に湯西川ダムの減価償却費などの多額の経費発生が見込まれるのであれば、料金値下げという形で利用者に還元するのではなく、内部に留保した方が良い。
- ・ 料金を値下げする場合は、独居老人世帯や単身世帯など小口需要者から大口需要者まで、バランスよく引き下げるよう配慮すべきである。
- ・ 大口需要者にとっては、公共料金の節約は大きな関心事である。電力においては系列企業が一括契約することにより料金が安価になる制度が導入されているが、水道料金についても同様の制度導入を検討すべきである。
- ・ 料金体系について、携帯電話のような利用実態に合わせた多様なプランやセットプランの導入を検討すべきである。
- ・ 口座振替割引制度の導入は、費用負担の公平化や収納率の高い口座振替を推進するうえでも有効である。
- ・ 口座振替割引額は、コンビニ支払手数料が55円65銭（税込）、口座振替の手数料が5円25銭（税込）のため、2月分請求が基本ならば、口座振替利用者とコンビニ納付利用者との費用負担の公平化を考え、1月あたり25円（税込）が妥当と思われる。東京都水道局やNHKよりも割引額が低いですが、合わせる必要はない。
- ・ 電気料金においても現在の水道料金同様、逡増制の料金体系が採用されているが、現在の電力自由化を受け、個別契約によって結果的に契約単価が引き下げられている状況にある。使えば使うほど高くなる料金体系は時代にそぐわないと思われるため、最高単価を見直して安価にする個別需給給水契約制度を導入する方向性は適確である。

宇都宮市水道料金等審議会委員

会 長	石 井 晴 夫
職務代理者	佐々木 英 明
委 員	赤 塚 朋 子
委 員	阿 部 将 樹
委 員	乙 貫 良 典
委 員	蕪 木 信 一
委 員	金 枝 右 子
委 員	神 野 俊 彦
委 員	菊 地 久美子
委 員	菊 地 文 子
委 員	櫛 淵 澄 江
委 員	砂 長 勉
委 員	田 村 宏 志
委 員	永 沼 憲 雄
委 員	安 場 和 子